



(地 I 168)

平成 23 年 2 月 1 日

都道府県医師会

担当理事 殿

日本医師会常任理事

鈴木邦彦



## 地域医療再生計画について

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて今般、本年度厚生労働省補正予算による地域医療再生の拡充につきまして、厚生労働省医政局長より各都道府県知事宛に「地域医療再生計画について」の通知が発出されました。

同通知では、都道府県から厚生労働省への地域医療再生計画（案）の提出期限が、5月16日とされております。

また、別添として「地域医療再生臨時特例交付金の交付の条件」（別添1）及び「地域医療再生計画作成指針」（別添2）が示されておりますが、前者につきましては、厚生労働省が当初示していた案より、保健所の役割、切れ目のない医療提供体制の構築等、厚生労働省「必要医師数実態調査」などによる地域毎の医師の配置状況の情報の活用などが追加されております。

さらに、加算額部分の施設整備・設備整備事業については、「基金交付額に加え、都道府県経費・事業者負担等を上乗せした事業規模とすることが望ましい」とされました（ただし、同封するQ&Aの質問10、38～40等を参照してください）。

次に、後者の地域医療再生計画作成指針につきましては、本会では、地域医療再生基金の拡充に当たり、地域全体の医療再生を見据え、地域での医療・介護の連携、地域の医療従事者への教育・研修などに活用することであること、都道府県医師会

の位置付けを強化するべきであることを、厚生労働省に対して強く主張してきました。その結果、同作成指針には、①医師会等関係団体の意見を聴くとの規定が各項目に設けられるとともに、②高度・専門医療機関や救命救急センターと連携する地域の医療機関の機能強化等、③看護職員等の医療関係職種を広く含む「地域医療を担う人材の育成」が明記されております。さらには、初期救急医療体制等も対象になります。

つきましては、貴会におかれましても、本件についてご了知いただくとともに、地域医療再生計画の作成、推進、評価等につき、主体的な関与や行政との折衝等、適切な対応につきご高配賜りますよう、改めてお願ひ申し上げます。

医政発 0128 第 1 号  
平成 23 年 1 月 28 日

各都道府県知事 殿

厚生労働省医政局長

### 地域医療再生計画について

国としては、「円高・デフレ対応のための緊急経済対策」(平成22年10月8日閣議決定)において、「都道府県に設置されている地域医療再生基金を拡充し、高度・専門医療や救命救急センターなど都道府県(三次医療圏)の広域的な医療提供体制を整備拡充」することとしたところである。

国は、この支援策として、平成22年度補正予算において、地域医療再生臨時特例交付金を確保し、都道府県に交付することとしたものである。都道府県においては、高度・専門医療機関や救命救急センターの整備・拡充やこれらの医療機関と連携する地域の医療機関の機能強化など都道府県単位(三次医療圏)の医療提供体制の課題を解決するための施策について定める計画(以下「地域医療再生計画」という。)を作成するとともに、地域医療再生臨時特例交付金により地域医療再生基金を拡充し、これらの施策を実施することが望まれる。

については、都道府県における地域医療再生計画の作成に資するため、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十五条の四第一項の規定に基づく技術的な助言として、別添1のとおり交付における交付の条件及び別添2のとおり地域医療再生計画作成指針を定めたのでこれを通知する。

地域医療再生計画(案)、地域医療再生計画(案)の交付の条件にかかる対応状況について(様式1)、地域医療再生計画(案)調査票(様式2)、地域医療再生計画(案)事業別調書(様式3)及び地域医療再生計画(案)の概要については、平成23年5月16日(月)までに、厚生労働省医政局に提出することとする。

なお、貴管内関係者に対しては、貴職から周知されるようご配慮願いたい。

## 地域医療再生臨時特例交付金の交付の条件

1. 平成25年度末までの年度計画を作成するとともに、各事業毎の責任者を明確化すること等により、計画を着実に実施していくことのできる体制を整えること。
2. 各種会議やパブリックコメントの募集などにより、民間医療機関関係者や医師会等地域の医療関係団体、地域住民等官民間わざ幅広く地域の医療関係者の意見を聴取し、その内容を計画に反映すること。その際、保健所は、医療機関相互の調整を行うなど、積極的な役割を果たすこととする。さらに、計画の達成状況の評価を行うに当たっても、同様に幅広い地域の医療関係者の意見を聴取するようにすること。
3. 高度・専門医療機関等と役割分担・連携する医療機関(以下、「連携医療機関」という。)を、民間医療機関を含め三次医療圏内で適正数指定することなどにより、急性期から亜急性期、回復期、維持期、そして在宅へと連なる切れ目のない医療提供体制を構築すること。また、院内感染を含む感染症対策の体制整備についても留意すること。その際には、必要に応じて医療計画の見直しを行うこと。
4. 高度・専門医療機関等と連携医療機関は、地域連携クリティカルパスの活用の推進や関係院長会議を設置するなど、連携をより強固なものとするための仕組みを講じること。
5. 基金は、施設整備・設備整備のみに偏ることなく、医師等の不足となっている地域医療機関が医師等を受け入れるに当たっての環境整備など医師等の確保や人材育成のためにも活用すること。その際には、平成22年度に実施した「必要医師数実態調査」などによる地域毎の医師の配置状況の情報を活用すること。
6. 平成22年度地域医療再生臨時特例交付金交付要綱4(2)の事業の場合は、上記に加え次の基準を満たしていること。
  - ①当該事業により整備・拡充等を行う高度・専門医療機関等と連携医療機関(以下、「整備対象医療機関」という。)には、医師事務作業補助員の導入等医師の負担軽減措置も併せて行うことなどを通じて、地域医療機関の医師不足を解消していくための役割も積極的に果たしていくことのできる体制を整備すること。
  - ②整備対象医療機関の間で診療情報、臨床評価に係る情報を収集・分析・情報共有する体制を整備することで、三次医療圏内の医療状況を定量的に評価し、医療の質を底上げするよう努めること。
  - ③基金を交付する施設整備・設備整備事業については、基金交付額に加え都道府県経費、事業者負担等を上乗せした事業規模とすることが望ましい。
  - ④50億円を超える基金交付額を申請する事業の整備対象医療機関で、施設整備費として2億円以上の基金が交付される医療機関については、当該2億円以上の基金が交付される医療機関全体で原則として10%以上の病床削減を行うこと。  
(注)ただし、施設整備費として2億円以上の基金が交付される医療機関が病床非過剰地域である二次医療圏に所在する場合は、5%以上の病床削減とすること。なお、病床過剰地域及び病床非過剰地域それぞれに所在する病床削減対象医療機関全体の合計削減病床数の個々の医療機関への配分については、各都道府県が関係者との調整等を行い判断するものとする。
  - ⑤80億円を超える基金交付額を申請する事業は、病院の統合再編を行うこと。

## 地域医療再生計画作成指針

### 第1 地域医療再生計画作成の趣旨

国としては、「円高・デフレ対応のための緊急経済対策」(平成22年10月8日閣議決定)において、「都道府県に設置されている地域医療再生基金を拡充し、高度・専門医療や救命救急センターなど都道府県(三次医療圏)の広域的な医療提供体制を整備拡充」することとしたところである。

国は、この支援策として、平成22年度補正予算において、地域医療再生臨時特例交付金を確保し、都道府県に交付することとしたものである。都道府県においては、地域の医療機関、医育機関、診療又は調剤に関する学識経験者の団体(医師会、歯科医師会及び薬剤師会。以下「医師会等関係団体」という。)、市町村等の関係者の意見を聴いた上で、高度・専門医療機関や救命救急センターの整備・拡充やこれらの医療機関と連携する地域の医療機関の機能強化など都道府県単位(三次医療圏)の医療提供体制の課題を解決するための施策について定める計画(以下「地域医療再生計画」という。)を作成するとともに、地域医療再生臨時特例交付金により地域医療再生基金を拡充し、これらの施策を実施することが望まれる。

本指針は、都道府県の参考となるものを手引きの形で示したものである。

### 第2 地域医療再生計画の作成

#### 1 総論

地域医療再生計画の内容については、都道府県において、本作成指針に即し、かつ、都道府県(三次医療圏)における官民を問わない幅広い地域の医療機関、医育機関、医師会等関係団体、市町村等の関係者、地域住民並びに医療審議会又は医療対策協議会等の意見を聴き、それぞれの地域の実情に応じて定めるものとする。

地域医療再生計画においては、個々の医療機関が直面する課題を解決することだけでなく、地域医療全体が直面する課題を解決することを目的とする。

また、地域医療再生計画においては、現状分析、課題の選定、達成すべき目標及び実施する事業が一貫したものとなるよう留意する。

さらに、地域医療再生計画の終了後においては、高度・専門医療機関や救命救急センターの整備・拡充と、これらの医療機関と連携する地域の医療機関の機能強化による急性期から亜急性期、回復期、維持期、そして在宅へと連なる連携体制の強化など都道府県(三次医療圏)における医療提供体制など、医療に関する課題を解決することにより、地域における医療が継続的に確保されるよう留意する。地域医療再生計画の終了後において、地域における医療の継続的な確保に支障が生ずることのないよう留意する。

なお、2において地域医療再生計画の記載事項とされているものについては、必ず記載するものとする。

## 2 記載事項

次の事項については、地域医療再生計画に記載するものとする。

(1) 地域医療再生計画において対象とする地域の範囲

地域医療再生計画においては、都道府県単位(三次医療圏)を対象として定める。

(2) 地域医療再生計画の開始日及び終了日

地域医療再生計画の期間については、平成25年度末までの4年間以内とする。

(3) (1)の地域における医療に関する現状の分析

地域における医療に関する現状の分析をするに当たっては、医療に関する需要、必要な医師数などにつき、可能な限り定量的な分析を行う。

また、地域における医療に関する課題が明らかとなるよう留意する。

(4) (1)の地域において解決すべき医療に関する課題

(5) 地域医療再生計画の期間の終了日までの間に(1)の地域において達成すべき医療に関する目標

(1)の地域における医療提供体制の在り方に関して、地域医療再生計画を実施することにより達成する全体的な目標(以下「大目標」という。)を定める。

あわせて、大目標の達成状況を把握・評価するため、大目標に関連する指標について数値目標を定める。

数値目標の設定に当たっては、必要な医師数、救急搬送に要する時間などにつき、可能な限り、具体的かつ定量的な目標を設定する。

数値目標については、年度ごとの事業計画においてそれぞれの達成すべき目標を定める。

(6) (5)の目標を達成するために行う事業の内容

地域医療再生計画においては、対象とする地域における実情に応じて、当該地域の医療課題を解決するために必要な事業について定める。例えば、高度・専門医療機関や救命救急センターの整備・拡充や、これら医療機関と連携する急性期を脱した患者を受け入れるための後方病床を持つ医療機関、二次救急医療機関などの地域の医療機関の機能強化、地域医療を担う人材の育成等の事業を定めるものとする。

その際には、地域の医療機関、医育機関、医師会等関係団体、市町村等の関係者などの意見を踏まえ、地域にとって必要で公益性の高い事業が地域医療再生臨時特例交付金の対象となるようすることとする。

地域医療再生計画においては、既に実施している国庫補助対象事業を定めても差し支えない。ただし、これらの事業は、地域医療再生臨時特例交付金の対象とはならない。なお、国庫補助の対象となる事業を新規に実施し、又は、拡充する場合であっても、当該国庫補助を優先的に活用する。

(7) (6)の事業を実施するに当たって必要な経費(経費に係る財源を含む。)

経費の積算に当たっては、費用を可能な限り抑制するため、適正な価格を用いて行う。

また、既に実施している国庫補助事業における国以外の負担分について、本交付金を充当することはできない。既に実施している地方単独事業についても同様とする。

さらに、継続的に実施することが必要な事業については、地域医療再生計画が終了し、地域医

療再生基金が無くなった後においても引き続き実施されるよう、地域医療再生計画の期間中においても一部は都道府県又は市町村が負担するなど、費用負担の在り方に留意する。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律(平成19年法律第94号)附則第5条において、地方公共団体は、国、独立行政法人、国立大学法人等に対し、原則として、寄附金、法律又は政令の規定に基づかない負担金その他これらに類するものを支出してはならないこととされているので留意する。

ただし、地方公共団体の要請に基づき、科学技術に関する研究開発等で、地域における産業の振興その他住民の福祉の増進に寄与し、かつ、当該地方公共団体の重要な施策を推進するために必要であるものを行う場合に、当該地方公共団体が当該研究開発等(当該法人において通常行われる研究開発等と認められる部分を除く。)の実施に要する経費等を負担しようとする場合(地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令(平成19年政令第397号)附則第4条第7号)、地方公共団体の要請に基づき、当該地方公共団体の住民に対して特別に医療を提供する場合に、当該地方公共団体が当該医療の提供に要する費用等を負担しようとする場合(同条第8号)等であって、あらかじめ、総務大臣に協議し、同意を得たものは例外とされている。

#### (8) 地域医療再生計画の終了後に実施する必要があると見込まれる事業

地域医療再生計画の終了後において、(5)に掲げる目標を引き続き達成するために実施する必要があると見込まれる事業につき、事業継続性を明確にして、その内容及び経費を記載する。

### 3 地域医療再生計画作成等に係る手順

都道府県が地域医療再生計画を作成する際、全国に共通すると考えられる手順等を参考までに示す。

- (1) 地域医療再生計画(案)を作成するための体制の整備。
- (2) 地域医療の現状分析等に係るデータの収集、調査の実施及び将来予測の検討。
- (3) 都道府県(三次医療圏)における官民を問わない幅広い地域の医療機関、医育機関、医師会等関係団体、市町村の関係者等に対して意見を聴取。
- (4) 都道府県(三次医療圏)において直面する医療に関する課題を解決するための具体的方策及び目標等を検討。
- (5) 都道府県(三次医療圏)における課題を解決するための事業の内容についての検討。
- (6) 以上の検討を踏まえて地域医療再生計画(案)の作成。これまでに厚生労働省に隨時相談
- (7) 地域医療再生計画(案)について都道府県医療審議会又は医療対策協議会への意見聴取。
- (8) 地域医療再生計画(案)並びに様式1及び様式2の厚生労働省への提出。
- (9) 地域医療再生計画に係る有識者会議(以下「有識者会議」という。)において地域医療再生計画(案)の評価を行い、その評価結果を踏まえ地域医療再生基金の加算額等を決定する。
- (10) 厚生労働省から都道府県に地域医療再生臨時特例交付金の交付額を内示。
- (11) 地域医療再生計画を決定。

### 4 医療計画等との関係

地域医療再生計画の作成に当たっては、都道府県医療計画その他都道府県が定める関係計画

の内容と調和が保たれるよう必要に応じて都道府県医療計画を見直す。

また、公立病院改革プラン及び各都道府県において策定された「再編・ネットワーク化に関する計画・構想等」（「公立病院改革ガイドラインについて（通知）」（平成19年12月24日総財経第134号総務省自治財政局長通知）を踏まえて作成されるものをいう。）との整合性について留意する。

### 第3 地域医療再生計画の推進等

#### 1 地域医療再生計画の推進体制

地域医療再生計画の推進体制については、地域の医療機関、医育機関、医師会等関係団体、市町村等の関係者、地域住民との情報の交換や都道府県医療審議会又は医療対策協議会を活用するなど、関係者が互いに情報を共有することにより、信頼関係を醸成し、円滑な連携が推進されるような体制を構築することが望ましい。

また、平成25年度末までの年度計画に基づき、各事業毎の責任者を明確化すること等により、計画を着実に実施していくことのできる体制を整える。

#### 2 地域医療再生計画の達成状況の評価等

地域医療再生計画に定める事業に関して、毎年度、当該目標の達成状況を評価し、実績報告を作成する。その際には、地域の医療機関、医育機関、医師会等関係団体、市町村等の関係者、地域住民並びに都道府県医療審議会又は医療対策協議会からも、必要に応じて意見を聴取するものとする。

地域医療再生計画に定める事業の実績報告は、厚生労働大臣に提出する。

評価の結果は、次年度以降の地域医療再生計画に係る事業計画に反映させるものとする。厚生労働省は、少なくとも、平成22年度から平成23年度までの実績については、有識者会議に報告し、技術的助言を含めた意見を聞くものとする。

#### 3 地域医療再生計画の変更

評価の結果に基づき、地域医療再生計画における大目標を達成するために必要があると認める場合、地域医療再生計画の変更を行うことができる。

地域医療再生計画を変更しようとするときは、あらかじめ、都道府県（三次医療圏）における地域の医療機関、医育機関、医師会等関係団体、市町村等の関係者並びに都道府県医療審議会又は医療対策協議会の意見を聴取する。

都道府県は、地域医療再生臨時特例交付金の交付を受けている場合であって、地域医療再生計画を変更しようとするときは、当該変更につき、厚生労働大臣の承認を受けなければならない。

厚生労働大臣は、都道府県の地域医療再生計画の変更（軽微な変更を除く。）を承認する場合は、有識者会議の意見を聞くものとする。

#### **第4　その他**

地域医療再生計画の作成に当たっての留意事項については、別紙1のとおりであるので参考とする。

また、地域医療再生計画の内容としては、別紙2の例示が考えられるので、併せて参考とする。

## 地域医療再生計画の作成に当たっての留意事項

### 1 地域医療再生計画の記載事項

#### (1) 必要事項の記載

- ・必要な記載事項はすべて記載すること。
- ・計画期間は平成25年度末までに終了すること。
- ・対象地域は、都道府県(三次医療圏)を対象とすること。

#### (2) 計画の論理性

- ・現状分析、課題の認識、目標設定及び実施する事業は、それぞれ、適正に検討すること。
- ・現状分析、課題の認識、目標設定及び実施する事業が一貫したものとすること。

#### (3) 計画の適正性

- ・定量的な現状分析をすること。
- ・地域医療全体が直面する課題を解決することを目的とすること。
- ・計画期間の終了後において、地域において医療が継続的に提供される体制が確保されることが見込まれるようにすること。
- ・定量的な目標を定めること。
- ・病院病床の機能分化について、妥当な目標を設定すること。
- ・高度・専門医療機関や救命救急センターの整備・拡充やこれらの医療機関と連携する地域の医療機関の機能強化について、妥当な目標を設定すること。
- ・地域医療を担う人材育成事業について、妥当な目標を設定すること。
- ・必要性の低い事業は含まないこと。
- ・特定の医療機関の整備や高額医療機器の購入に偏ることなく、地域にとって必要で公益性の高い事業とすること。
- ・交付の条件をクリアしていること。

#### (4) 他の計画等との調和

- ・医療計画その他都道府県が定める関係計画との調和を図ること。
- ・公立病院改革プラン等との調和を図ること。

### 2 地域医療再生計画の作成手順

都道府県(三次医療圏)における官民を問わない幅広い医療機関、診療又は調剤に関する学識経験者の団体(医師会、歯科医師会及び薬剤師会)、市町村等の関係者及び地域住民に対して意見を聴取すること。

### 3 地域医療再生計画に定める事業に係る経費の積算

- ・妥当な単価により積算すること。
- ・過度の施設又は設備の整備を行わないこと。
- ・借入を行う場合、借入金は返済可能な範囲とすること。

- ・既に実施していた国庫補助事業における県等の負担分について、本交付金を振り替えて充当しないこと。既に実施している地方単独事業について、本交付金を振り替えて充当しないこと。
- ・地方公共団体から国立大学法人、独立行政法人等に対して、補助金等の支出を行う場合、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に定める要件（県負担がある場合の総務大臣の同意等）を満たすこと。

※地域医療再生計画(案)は、平成21年6月5日医政発第0605009号厚生労働省医政局長通知「地域医療再生計画について」の別添1、別添2を参考に記載してください。

(別紙2)

## ○○県地域医療再生計画

### 1 地域医療再生計画の期間

平成23年〇月〇日から平成25年度末までの期間を対象として定めるものとする。

### 2 現状の分析

三次救急医療体制、高度・専門医療体制など、三次医療圏から一次医療圏にわたる医療連携体制、医療従事者等に関する現状分析を記載

### 3 課題

現状分析結果を元に三次医療圏における医療課題を記載

### 4 目標

課題に対する目標について記載

## 5 具体的な施策

地域医療再生計画において実施する事業について記載(事業総額、基金負担額、県負担額についても記載)

## 6 施設・整備対象医療機関の病床削減数

整備対象医療機関の病床削減数を記載(削減しない場合も記載)

二次医療圏名	過剰・非過剰の別	医療機関名	整備前病床数	整備後病床数	病床削減割合

二次医療圏名	過剰・非過剰の別	医療機関名	整備前病床数	整備後病床数	病床削減割合

## 7 地域医療再生計画終了後に実施する事業

地域医療再生計画が終了し、地域医療再生基金が無くなったあとにおいても継続する必要があると考えられる事業について記載(事業予定額についても記載)

## 8 地域医療再生計画（案）作成経過

再生計画(案)を作成するまでの経過について記載

〔記載例〕

- 月○日 関係機関、団体及び住民に対する説明会開催
- 月○日 第1回○○委員会開催
- 月○日 第○会○○委員会開催 再生計画中間案の決定
- 月○日 } パブリックコメントの募集
- 月○日 }
- 月○日 ○○県医療審議会開催 再生計画(案)の決定

(様式1)

## 地域医療再生計画（案）の交付の条件にかかる対応状況について

都道府県名：

交付の条件		地域医療再生計画（案）の対応状況※簡潔に記載してください。
交付要綱4(1)(2)の事業に係る交付の条件		
1		
2		
3		
4		
5		
交付要綱4(2)の事業に係る交付の条件		
6①		
6②		
6③		
6④		
6⑤		

(様式2)

## 地域医療再生計画（案）調査票

都道府県名：

<b>1 計画の必要性</b>
<b>2 計画の効率性(事業に係る積算資料を別途添付してください)</b>
<b>3 計画の有効性</b>
<b>4 計画の公平性</b>
(官民問わず幅広く地域の医療関係者の意見を聴取するために行った取り組み内容)
<b>5 計画の優先性</b>

※ できるだけ定量的に、それぞれの項目のポイントを記載してください。

● ● 県 地域医療再生計画（案） 事業別調書

1. 平成22年度交付要綱第4の別表の（1）の計画

総事業費	円
基金交付要綱額	円

<計画期間終了後>

地場医療再生計画(案) 実施事業 事業者名(施設 名等(備後者名 を含む))	松事業費 A	既に実施して いる国庫補助 対象事業費 事業費 B	新規又は新規 する国庫補助 事業に係る國 庫補助金額 C	都道府県負担 額 D	事業者負担額 E	負担額計 F	寄付金その他 収入額 G=E+F	差引額 H	他の国庫補 助事業の有 無 I=A-B=C-D-G-H
合 計	0	0	0	0	0	0	0	0	0

(単位: 円)

<計画期間終了後>

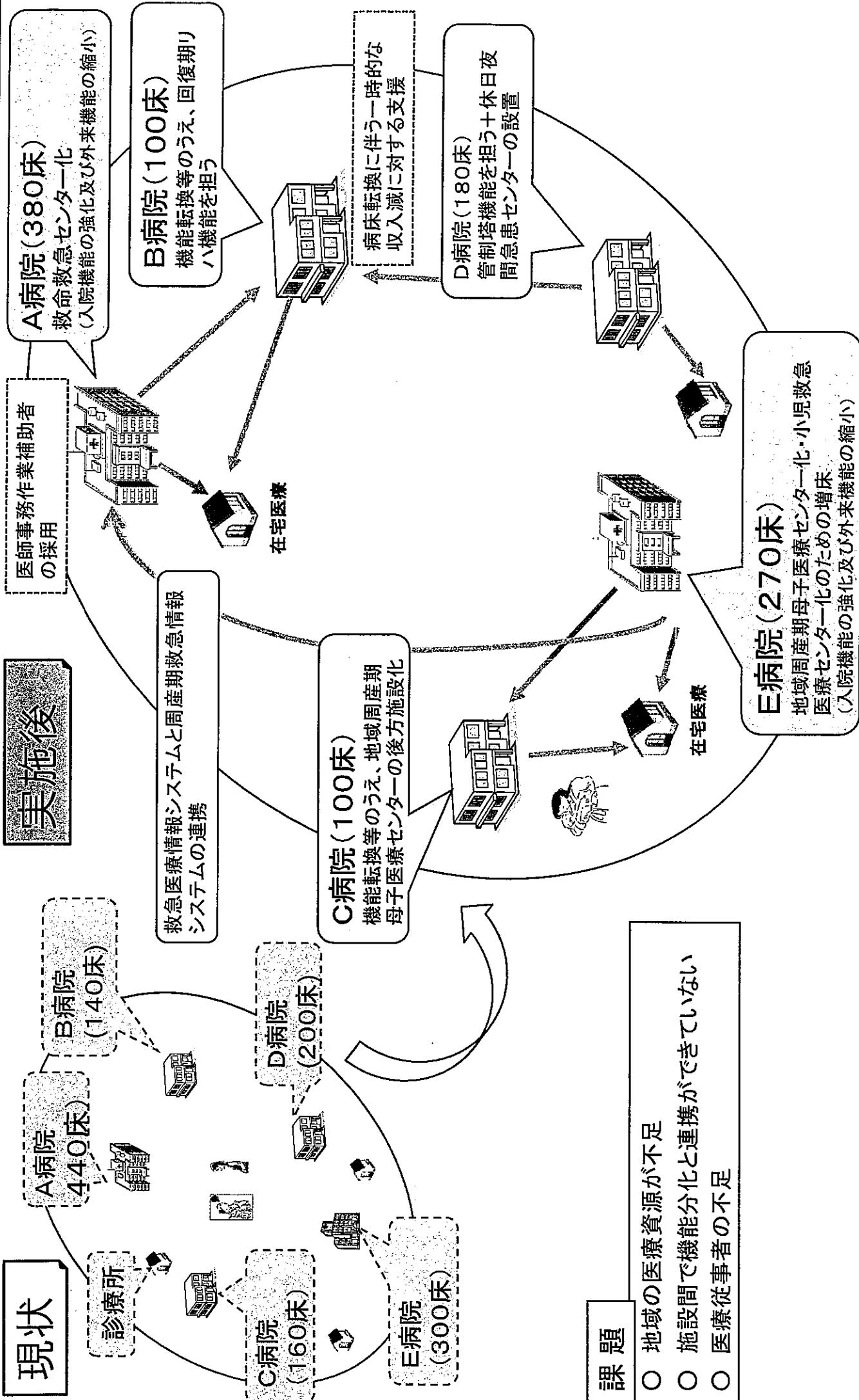
地場医療再生計画(案) 実施事業 事業者名(施設 名等(備後者名 を含む)) 既に実施して いる国庫補助 対象事業費 事業費 A	松事業費 B	既に実施して いる国庫補助 対象事業費 事業費 C	新規又は新規 する国庫補助 事業に係る國 庫補助金額 D	都道府県負担 額 E	事業者負担額 F	負担額計 G=E+F	寄付金その他 収入額 H	差引額 I=A-B=C-D-G-H	他の国庫補 助事業の有 無 J=D/V/G
合 計	0	0	0	0	0	0	0	0	0

(単位: 円)

都道府県、事業者負担割合 (G/I)

(株式)3)

# 〇〇県地域医療再生計画(救急・周産期医療等に重点化)



# △△県における課題を解決する方策

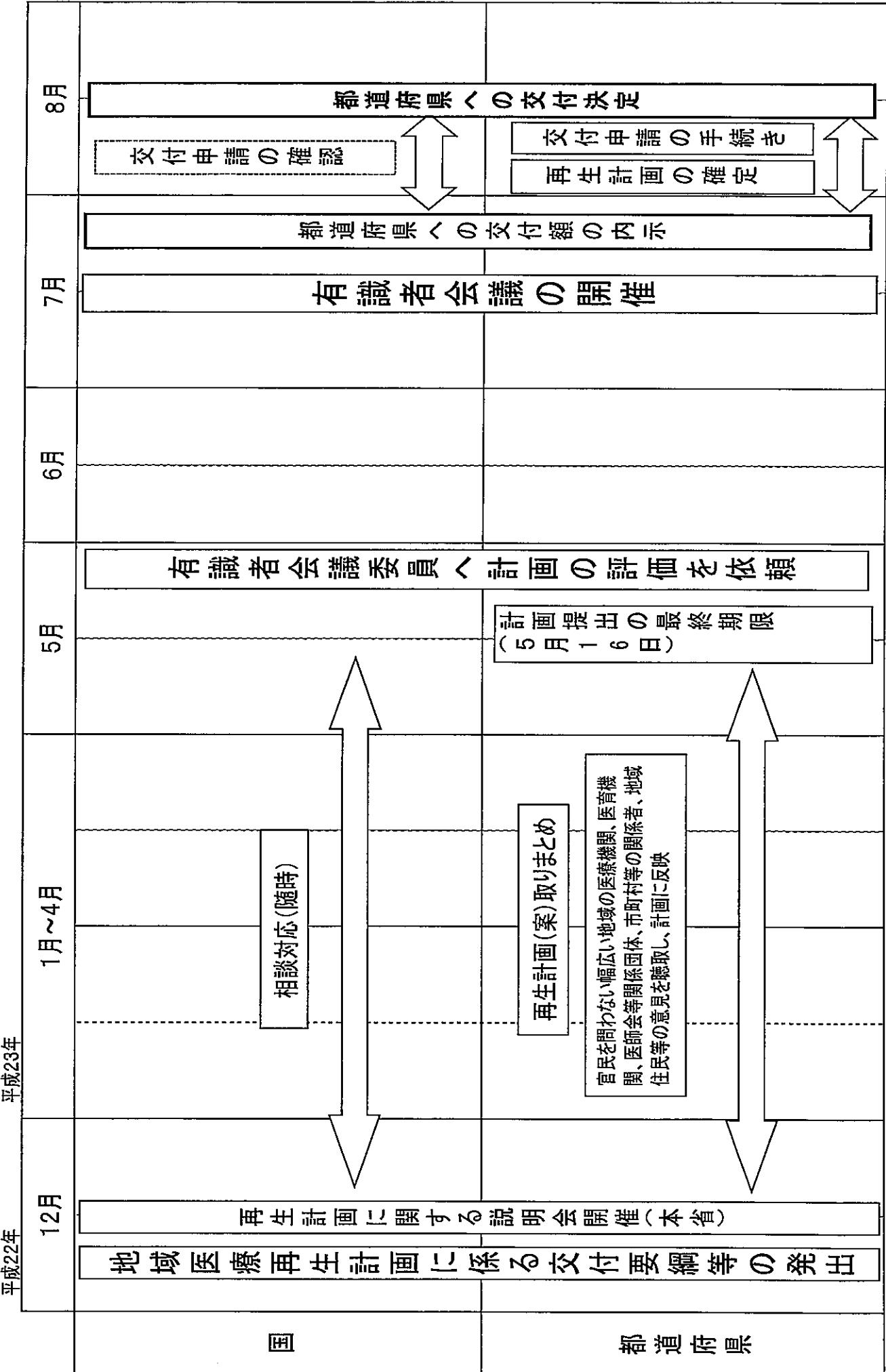
- ① 課題を解決する方策
  - 目標事業 対策
    - (1) 事業は、機能強化・連携事業(〇〇億円)
      - (1) 事業は、ある
      - (2) 事業は、ある
      - (3) 事業は、ある
    - (2) 事業が、進められる
      - (1) 確保事業(〇億円)
      - (2) 事業は、ある
    - (3) 事業が、目指す
      - (1) 事業(〇.〇億円)
      - 事業は、ある
  - ② 課題を解決する方策
    - 目標事業 対策
      - (1) 事業は、ある
      - (2) 事業は、ある
    - ③ 課題を解決する方策
      - 目標事業 対策
        - (1) 事業は、ある
        - (2) 事業は、ある

課題解決のためにポイントとなる事業に複数ある事業性がもたらす実施に当たる開拓性の充當

各事業が課題解決に向けたどののが蓋然開拓して、目標を達成する説明性の説明

2 地域医療再生計画終了時の姿  
この地域は、.....される

# 地域医療再生計画のスケジュール（予定）



## 平成22年度 域医療再生臨時特例交付金に関するQ&A

質 問	回 答
<b>&lt;地域医療再生計画について&gt;</b>	
1 高度・専門医療機関はどのような医療機関が該当するのか。	高度・専門医療機関は、高度救命救急センターや都道府県がん診療拠点病院など他の都道府県（三次医療圏）域を広くカバーする医療機関を想定している。
2 「円高・デフレ対策のための緊急総合経済対策」（平成22年10月8日閣議決定）では、「地域医療再生基金を拡充し、（三次医療圏）の広域的な医療提供体制を整備・拡充する。」となつてあるが、「高度・専門医療や救命救急センター」に限定されるのか。	今回の補正予算による地域医療機関や救急機関と連携する地域の医療基金は、広域を力・拡充のみならず、これを図ることにより、地域医療の底上げを支援するものである。 したがって、各都道府県が必要とする三つの目的から、例えば、急性期を脱した患者を受け入れるための後方病床を確保するなど医療機関や地域的に幅広く想定していることから、高度・専門医療や救命救急センターの整備・拡充に用途を限定するものではない。
3 現在の地域医療再生計画の対象となつてている二次医療圏も含めてよいのか。	現在の地域医療再生計画の対象となりていている二次医療圏も含めてよいが、当該計画には盛り込まれていないなかつた事実であることが前提となる。また、現在の計画における基業以外の財源負担の軽減を図ることには認められない。

質問	回答
<p>4 都道府県が策定していた地域医療再生計画に最も配分できるのか。</p>	<p>今回の基金は都道府県（三次医療圏）を単位として、都道府県が新たに地域医療再生計画を策定した場合に、当該計画の取り組みを支援するものであり、そのままでは交付の対象とはならない。民間医療関係者等を含む地域医療機関関係者（三次医療圏）の医療機関の医療費課題部分を対象とした意見を踏まえた上で、都道府県（三次医療圏）の不可欠な取組みとして、從来の計画に対する場合には、交付の対象となる。具体的な意見を踏まえた上で、都道府県から提出されるかどり得る。民間医療会議の評価等を踏まえ、予算額も考慮していくことになる。</p>
<p>5 地域住民の範囲はどうまでなのか。また、その聴取方法はどのようなもののが考えられるのか。</p>	<p>基金の交付条件として、民間医療機関関係者や医師会等の関係団体、地域住民等の内閣意見を反映することによって、地域の意見を聽取し、その内容を計画に反映することが必要である。具体的な聴取方法としては、各種会議の開催やパブリックコメントの募集などが考えられる。</p>
<p>6 見込みにならざるを得ないことは承知しているので、計画期間終了後に実施する事業は4年先のことではないか。また、国庫補助のメニューも変わっている可能性がある。</p>	<p>見込みにならざるを得ないことは承知しているので、計画期間終了後に実施することを見込まれる事業について記載していただきたい。また、例えば計画期間には計画の変更も可能である。</p>

質問	回答		
質問	回答		
7 複数の医療機関の統合再編を行うとともに、一つの医療機関運営を図りたい。 医療機関を集中的に運営したいがよいか。	地域医療再生計画は、地域の医療水準を向上させたために、その地域が直面する課題を地域全体で面的に解決する目的とし、医療機関の建替を考えている。このため、一つの医療機関だけを整備するのみの計画ではなく、地域におけるその医療機関の役割分担や連携の推進など地域が重要なことがある。	本基金事業の実施期限は、平成25年度末までである。ただし、施設整備に限っては、やむを得ない合理的な説明ができるても、基金事業の実施が可能な場合がある（運営費等の施設整備以外の事業は、平成25年度末まで）。	地域医療再生計画において、地域における実情に応じて、当該地域の医療課題の解決のために必要な事業として、医療機関の買い取りを位置づけることとする。また、医療機関が地域においておこなう具体的な機能や役割を明確にしておくことが大前提となる。医師会等関係団体、市町村等の医療機関の買い取りが地域の医療性の高い事業として必要である。
8 大規模な工事が必要な場合には、平成25年度までの計画期間中に工事が完了しないが、平成25年度以降も基金を充當できるのか。	大規模な工事が必要な場合には、平成25年度までの計画期間中に工事が完了しないが、平成25年度以降も基金を充當できるのか。	施設整備に係る個別ケース毎の詳細な話は個別に御相談いただきたい。	地域医療再生計画において、地域における実情に応じて、当該地域の医療課題の解決のために必要な事業として、医療機関の買い取りを位置づけることとする。また、医療機関が地域においておこなう具体的な機能や役割を明確にしておくことが大前提となる。医師会等関係団体、市町村等の医療機関の買い取りが地域の医療性の高い事業として必要である。
9 買い取りに基金を充當することもできるのか。	地域内の機能強化及び医療連携のために、医療機関の	買い取りに基金を充當することもできるのか。	買い取りは、ソフト事業（継続的な経費負担を伴うものの）ではないため、施設整備・設備整備事業と同様に基金交付額に加える都道府県経費、事業者負担等を上乗せした事業規模とすることが望ましい。

質問	回答	
10 計画を審査するに当たっての国の評価基準のようものがあるのか。	<p>有識者会議において、交付条件の充足状況等を踏まえつつ、「必要性」、「効率性」、「有効性」、「公平性」、「優先性」などの点から評価する都道府県が各都道府県の地域医療再生に向けた主導的な取り組みを支援するものである。また、この際には、基金が各都道府県から評価する際に「効率性」、「有効性」、「公平性」などを評価する際にも、重要な視点として考慮し、判断していくこととする。</p> <p>なお、具体的には、各都道府県から提出される地域医療再生計画の内容や申請額の状況等を踏まえ、判断することとしている。</p>	
11 関係者との調整に時間要し、提出期限までに間に合わない場合には、15億円も交付されないのか。	<p>基金の交付については、地域医療再生計画に基づくものであり、計画が提出されなかつた場合には、対象とはならない。</p>	
12 加算額の交付条件を満たすためには関係者との調整に時間を要すが、計画提出時にすべての交付条件を満たしていないと提出できないのか。	<p>有識者会議において、交付条件の充足状況等を踏まえつつ、「必要性」、「効率性」、「有効性」、「公平性」、「優先性」などの点から評価すれば評価が低くなる。交付条件を満たしていない場合は、各都道府県から提出される地域医療再生計画の内容や申請額の状況等を踏まえ、判断することとしている。</p>	

質問	回答	
<p>13 加算額の交付条件の「病院の統合再編」とは、具体的にどのような場合が該当するのか。</p>	<p>病院の統合再編については、病院の数が1以上減少する形での病院機能の再編を条件としており、例えば、B病院を廃止する。      ① A病院とB病院を統合し、A病院の機能を強化し、B病院を廃止する。      ② C病院とD病院とE病院を統合し、C病院を機能強化し、D病院をC病院の後方病床を持つ医療機関へ転換し、E病院は診療所化する。      ③ F病院とG病院とH病院を統合し、F病院を機能強化し、G病院は分院化しH病院は廃止する。      いざれの場合でも施設整備費として2億円以上もの基金が交付される医療機関全体で、原則として2億円以上以上の病床削減が必要である。</p>	
<p>14 機関全体で、原則として2億円以上の基金が交付される医療機関への配分について、個々の医療機関が病床過剰地域に所在するかの判断等を行なう方法。</p>	<p>50億円を超える基金交付額を申請する事業の整備対象医療機関で、施設整備費として2億円以上の基金が交付される医療機関全体で原則として10%以上の病床削減を行う必要がある。</p> <p>ただしこれは、当該2億円以上の基金が交付される医療機関が「病床非過剰地域」に所在する場合は、当該医療機関に関する医療機関が「病床過剰地域」に所在する場合は、当該医療機関は、原則として5%以上の病床削減を行うこと。</p> <p>なお、病床削減対象医療機関全体の合計削減病床数の個々の医療機関への配分については、個々の医療機関が病床過剰地帯に所在するかの判断等を行なう方法。</p>	

質問	回答
<p>15 原則として10%以上の病床削減については、基金の交付が2億円未満の「連携医療機関」も含めた医療機関全体で10%以上病床削減することでもよいのか。</p>	<p>原則は、施設整備費として2億円以上の基金が交付される医療機関としいるが、2億円未満の基金で、10%以上の「連携医療機関」を含めた医療機関全体で、10%以上の病床削減を行うことでも差し支えない。基金交付額2億円未満の医療機関の病床数は、削減割合の分母に加えない取扱として差し支えない。なお、病床削減対象医療機関全体の合計削減病床数の個々の医療機関への配分については、個々の医療機関が病床過剰地域に所在するか病床非過剰地域に所在するかにわららず、各都道府県が関係者との調整等を行い判断するものとする。</p>
<p>16 105億円の加算額以外にいくらの加算額があるのか。その場合の条件はどうなるのか。</p>	<p>15億円の基礎的部分以外は、上限額として120億円（15億円+105億円）を設定しているのみである。この間の加算額とその交付箇所数は設定せず、各都道府県から提出される地域ごとにその内容や申請額の状況等を踏まえ、判断する。なお、50億円（15億円+35億円）及び80億円（15億円+65億円）は交付条件の基準として設定しているものであり、加算額を含めた基金交付額の区分ではない。</p>

質問	回答
17 希望の加算額の計画が承認されなかつた場合、どうなるのが。	加算額の審査基準については、今後、検討していくこととなりますが、いずれにしても加算額の総枠は1320億円であり、申請された加算額のすべてがそのまま承認されわけではない。 この場合、①加算額（基金交付額）が変更になるが、②15億円で事業を実施する、の2つの場合が考えられるが、変更どなつたか加算額（基金交付額）それの負担の負担分をを見直していただくと事業者その他の負担分の見直し配分を踏まえ、基金、都道府県、都道府県、優先順位の低い事業者その他の負担分の見直し配分を対応していきたく都道府県に備えてお願いする。そのみで対応できなくなるなどの準備を申請する場合には、併せて15億円の計画の申請をお願いする。
18 基金交付額15億円の計画と加算額を伴う計画との関係如何。	加算額を伴う計画は基金交付額15億円の計画が含まれるのか基本的な考え方であるが、これにより難い場合は、基金交付額15億円の計画が含まれない加算額を伴う計画であっても差し支えない。
19 計画策定にあたり、医療審議会・医療対策協議会以外の機関へ諮ることは可能か。	各都道府県でこれらの組織に準ずるものがあるならば、その意見を聽くことでも差し支えない。その際には、民間医療機関関係者等を含む幅広い意見を計画に反映するよう留意いただきたい。
20 医療計画と地域医療再生計画の関係如何。	医療計画と地域医療再生計画の調和に留意するのが原則であるが、地域医療再生計画の実施により地域医療が医療計画より一層改善されるなどの場合には必要に応じて医療計画を見直していただきたい。

質問		回答
<対象事業等について>		
21 県の計画作成費（調査費や会議費等）は対象となるか。		基金の交付決定を平成23年8月中旬に予定していることから、平成22年度中に実施する県の計画作成費（調査費や会議費等）は対象とならない。
22 交付決定前に事業に着手することは可能か。		基金の交付決定は、平成23年8月中旬に予定していることから、平成23年度に実施する事業として地域医療再生計画に盛り込まれているのであれば、基金の対象となる。ながむ、地域医療再生臨時特例交付金は、全額を地域医療再生基金として積み立てているものであり、地域医療再生計画に定める事業（既に実施している事業（後述）を除く。）であれば、平成23年4月に遡つて充当することができる。
23 医師確保事業は、基金の対象となるか。また、平成23年度の医学部定員増に伴う奨学生金貸与事業も基金の対象となるのか。		医師確保事業は、21年度補正による現在の地域医療再生計画の対象ではない事業であれば、対象となる。生計画に、平成23年度の医学部定員増に伴う奨学生金貸与事業も対象になるが、基金の交付は平成25年度末まであるので、地域医療再生計画終了後ににおいても、基金が無くなつた後においても、必要な資金が確保されるよう十分配慮していただきたい。
24 医学部定員増に伴う大学の施設・設備整備についても基金は使えるのか。		地域の医療課題の解決につながるならば可能。ただし、文部科学省の国庫補助事業がある場合、そちらを優先的に活用願いたい。なお、国立大学法人への支出については、地方公共団体の財政の健全化に係る法律に基づき総務省への協議が必要ため、総務省ともよく相談されたい。

質問	回答
平成23年度に大幅に減額される医療提供体制施設整備交付金の対象とは差し支えないか。	その際には、当該施設整備事業が、地域の医療機関、市町村等の関係者などの意見を踏まえ、地域にどこで必要で公益性の高い事業であることが大前提となる。
25 医療提供体制施設整備交付金の交付決定額が、交付申請額に比し大幅に下回った場合、この不足分を地域医療再生基金で措置しても差し支えないか。	地域医療再生基金を活用しても差し支えない。「軽微な変更」に該当する当該事業が計画に定められていると想われるため、「軽微な変更」と見なす余地がある。ただし、当該事業を新たに計画に追加する場合は、事業の規模にもよるが、基本的に当たつて地域医療関係者の意見もあり、また、事業の追加に必要な手続きも必要になると考えている。見聽取等の手続きにしても、個別ケース毎に御相談いただきたい。
26 再生基金による地域医療再生計画の見直しは、厚生労働省への協議を不通用とする「軽微な変更」に該当する。	
27 公立病院の整備は病院事業債の対象となるが、基金の対象となるか。	対象となる。
28 公立病院等の国庫補助対象にならない事業は対象か。	対象となる。
29 既に一般財源化されている医療施設の整備についても基金の対象となるのか。	対象となる。
30 ソフト事業における人件費などのランニングコストに充当してもよいのか。	対象となる。ただし、地域医療再生計画終了後も継続する事業については、基金が無くなつた後ににおいても、必要な資金が確保されるよう十分配慮していただきたい。

質問	回答
31 「既に実施している事業」については、基金を充当することができないが、具体的な解釈如何。	<p>「既に実施している事業」とは、平成22年10月8日以前に事業に要する経費の全部又は一部が地方自治体の予算に計上された事業をいう。は、平成22年度当初予算に予算例えば、施設整備による事業は、「既に実施している事業」に工事費を計上する。また、平成22年度当初予算に設計費のみが計上される。また、平成22年度は、「既に実施している事業」に当たらない。</p>
32 分娩手当について、国1／3のみ計上し、残りは事業者負担であつたものにつき、県も負担する場合、拡充という整理で基金を充当できるか。	<p>「既に実施している国庫補助事業」に当たるため不可。</p>
33 まだ工事に着手していない場合は、「既に実施している事業」に当たらないと解釈してよいのか。	<p>「既に実施している事業」とは、平成22年10月8日以前に事業に要する経費の全部又は一部が地方自治体又は民間の予算に計上された事業をいう。は、平成22年10月8日以前の予算には「既に実施している事業」に当たらないのであれば、お尋ねのケースは「既に実施している事業」に当たらないものだと考えている。いざれにしても、個別ケースごとの詳細な話は個別に御相談いただきたい。</p>
34 2カ年工事の場合、まだ着工していない残りの1年分を基金対象に含めることが可能か。	<p>既に着工している施設整備については、「既に実施している事業」に当たる。</p>
35 ① s 値0.3未満の病院の耐震化工事などの防災対策経費も対象となるか。	<p>① s 値0.3未満の病院の耐震化工事やSCU（ステージング・ケア・ユニット）などの防災対策のための整備についても、都道府県（三次医療圏）内の医療課題の解決のために必要な場合には、対象として差し支えない。</p>

質問	回答
36 新型インフルエンザ対策は対象となるか。	地域医療再生計画の中に、地域における医療課題として感染症対策が位置づけられ、それを解決するための事業が入ることには差し支えない。
37 基金の交付の対象とならない事業について、再生計画に記載することは可能か。	可能である。
<経費負担等について>	
38 基金を交付する施設整備・設備整備事業について、基金交付額に加え都道府県経費、事業者負担等を上乗せしたことなどが望ましいこととしているが、この考え方如何。	基金は、地域医療再生計画に基づき各都道府県が行う地域医療再生に向けた主に基づきを支援するものであつる。このため、計画に基づきを実施せず、その考慮をせざる業者も相応の負担を希望するところから、加算額の決定にあたつては、「効率性」、「有効性」、「公平性」など主体的取り組みの姿勢としての負担の状況についても、重要な視点として考慮し、判断することとしている。
39 「望ましい」ということであれば、都道府県等の負担がなくとも、加算額を伴う基金の交付が認められるということがどうか。	都道府県等の負担は、基金の交付に当たつての必須の条件ではない。基金交付申請額が加算額を上回ることも想定され、加算額の決定の際には、Q38で述べたとおり、いくつかの評価の視点の一つとして、各都道府県等の地域医療再生に向けた主体的取り組みの姿勢としての負担の状況についても、重要な視点として考慮し、判断することとしている。

質問	回答
40 計画の評価に当たって、望ましいと考えられる都道府県等の負担の規模の目安のようなものはあるのか。	<p>負担の規模の目安については、既存の医療施設等施設整備補助金等の補助率とのバランス等を考慮すれば、基金交付額と同等程度であることが、評価に当たっての一つの目安となる。</p> <p>今回策定する計画で新規又は拡充事業として位置づけられる施設整備事業が、平成22年10月8日以降に施行された施設整備事業と一体不可分の場合には、当該平成22年度についても、「都道府県等の負担」として着工費用についても、ここに「支えない」。</p>
41 施設整備・設備整備事業以外の新設の県単独事業を行う場合、全額基金でも可能か。	<p>可能である。ただし、地域医療再生計画終了後も継続する事業については、基金が無くなつた後ににおいても、必要な資金が確保されるよう十分配慮していただきたい。</p>
42 既に実施している事業を拡充する場合に基金を充当することは可能か。	<p>既に実施している事業自体の経費には充当できないが、新規又は拡充する部分の経費には充当できる。</p>
43 計画期間後に継続できないような事業が盛り込まれている場合は、計画が承認されない可能性はあるのか。	<p>計画期間終了後に継続しない事業については、その内容及び継続しない理由を記載してもらうこととしている。また、再生計画終了後も継続する事業についても、必要な資金が確保されるよう十分配慮いただきたい。</p>

質問	回答
44 特別交付税との関係如何。	<p>実績に応じて配分される特別交付税については、理論的には過充當になる可能性がある。特に、医学生の奨学金などに充當する場合や公立病院の除却費を新規計上すれば、本交付過充當となる可能性がある。これらについても、本交付金を先に充當し、残額を対象として特別交付税を充當したい。</p> <p>また、本交付金を充當した場合には、毎年10月頃実施される特別交付税の調査の際に基金から充当した額につき忘れず記入をお願いしたい。</p>
45 基金条例は、昨年の基金とは別につくるのか。	条例は、必ずしも個別である必要はないが経理区分は必要である。各県の法規担当とよく相談していただきたい。
46 基金条例は、再生計画の承認前につくることは可能か。	各県においても、速やかに基金の利用が可能となるよう、そのような早期の対応も考えられるが、各県の法規担当とよく相談していただきたい。

写

厚生労働省発医政 1209 第 7 号  
平成 22 年 12 月 9 日

各都道府県知事 殿

厚生労働事務次官

平成 22 年度地域医療再生臨時特例交付金の交付について

標記の交付金については、別紙「平成 22 年度地域医療再生臨時特例交付金交付要綱」により行うこととされ、平成 22 年 11 月 26 日から適用することとされたので通知する。

## 平成22年度地域医療再生臨時特例交付金交付要綱

## (通則)

1 地域医療再生臨時特例交付金(以下「交付金」という。)については、予算の範囲内において交付するものとし、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号)及び厚生労働省所管補助金等交付規則(平成12年労働省令第6号)の規定によるほか、この交付要綱の定めるところによる。

厚生省

## (交付の目的)

2 この交付金は、都道府県の区域を基本とする地域における医療課題の解決に向けて策定する地域医療再生計画(広域的な医療提供体制に係る課題を解決するための施策について、都道府県が定める計画をいう。以下同じ。)に基づく事業を支援するため、都道府県に設置する基金の造成に必要な経費を交付することを目的とする。

## (交付対象事業)

3 この交付金は、平成21年6月5日医政発第0605008号厚生労働省医政局長通知別紙「地域医療再生基金管理運営要領」(以下「管理運営要領」という。)に基づいて、都道府県が行う基金の造成(以下「事業」という。)に必要な経費を交付の対象とする。

## (交付額の算定方法)

4 この交付金の交付額は、別表の第1欄に定める事業ごとに、当該事業を実施するための総事業費(既に実施している国庫負担(補助)金対象事業費及び既に実施している地方単独事業費を除く。)から新規又は拡充する国庫負担(補助)金対象事業に係る国庫負担(補助)金、都道府県又は事業者(管理運営要領第2(3)に定める事業者をいう。)が負担する額及び寄付金その他収入額を控除した額と別表の第2欄に定める基準額とを比較して少ない方の額の合計額を交付額とする。

なお、事業ごとに算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

## (別表)

1 事 業	2 基準額
(1) 都道府県全域(三次医療圏)を対象とした医療課題の解決に必要な事業であって、地域医療再生計画で定めるもの	15億円
(2) 都道府県全域(三次医療圏)を対象とした医療課題の解決に必要な事業のうち、医療機関の統合再編を伴う整備など(1)の基準額を超える事業費を要する事業であって、地域医療再生計画で定めるもの	120億円の範囲内で(1)の基準額を超える額

(交付の条件)

- 5 この交付金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。
- (1)事業の内容の変更(軽微な変更を除く。)をする場合には、厚生労働大臣の承認を受けなければならない。
  - (2)事業を中止し、又は廃止する場合には、厚生労働大臣の承認を受けなければならない。
  - (3)事業が完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合には、速やかに厚生労働大臣に報告し、その指示を受けなければならない。
  - (4)事業に係る経理と他の経理は区別しなければならない。
  - (5)交付金と事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした別紙様式3による調書を作成するとともに、事業に係る歳入及び歳出について証拠書類を整理し、かつ調書及び証拠書類を事業の完了の日(事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日)の属する年度の終了後5年間保管しなければならない。
  - (6)基金は善良な管理者の注意をもって管理し、2の目的に反して、基金を取り崩し、処分及び担保に供してはならない。
  - (7)都道府県は、毎年度基金事業(管理運営要領第1に定める事業をいう。)に係る経理の精算終了後、別に定めるところにより、事業実施報告書を厚生労働大臣に提出しなければならない。
  - (8)基金を解散する場合には、解散するときに保有する基金の残余額を厚生労働大臣に報告し、その指示を受けて国庫に納付しなければならない。
  - (9)基金の解散後においても、事業者からの返還が生じた場合には、これを国庫に納付しなければならない。

(申請手続)

- 6 この交付金の交付の申請は、別紙様式1による申請書に地域医療再生計画及び関係書類を添えて、平成23年3月23日までに、順次、厚生労働大臣に提出して行うものとする。

(実績報告)

- 7 この交付金の事業実績報告は、基金設置後速やかに(5の(2)に掲げる条件により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合にあっては、当該承認通知を受理した日から1か月を経過した日)又は平成23年4月8日のいずれか早い日までに別紙様式2による報告書を厚生労働大臣に提出して行わなければならない。

(その他)

- 8 特別の事情により、4、6及び7に定める算定方法、手続きによることができない場合には、あらかじめ厚生労働大臣の承認を受けてその定めるところによるものとする。

(別紙様式1)

第 号  
平成〇〇年〇〇月〇〇日

厚生労働大臣 殿

都道府県知事印

平成22年度地域医療再生臨時特例交付金の交付申請について

標記について、関係書類を添えて次のとおり申請する。

- 1 交付申請額 金 円
- 2 基金造成経費所要額調書(別紙1)
- 3 基金造成事業計画書(別紙2)
- 4 添付書類
  - (1)歳入歳出予算(見込)書抄本
  - (2)その他参考となる書類

## (別紙1—1)

## 基金造成経費所要額調書

区分	総事業費 (A) 円	国庫負担(補助) 金対象事業費等 (B) 円	都道府県又は事 業者負担額 (C) 円	寄付金その他の 収入額 (D) 円	差引額 (A-B-C-D) (E) 円	基準額 (F) 円	交付所要額 (EとFを比較して 少ない方の額) (G) 円
要綱第4の別表 の(1)又は(2) の地域							
合計							

## 基金造成経費所要額調書(事業別)

(ア)要綱第4の別表(1)又は(2)の内訳

区分	事業者名 (施設名等(開設 者名含む))	総事業費 (A) 円	国庫負担(補助) 金対象事業費等 (B) 円	都道府県負担額 (別紙1-1の内訳) (C) 円	事業者負担額 (別紙1-1の内訳) (D) 円	負担額小計 (C+D) (E) 円	収入額 (F) 円	寄付金その他の 差引額 (A-B-E-F) (G) 円
地域医療再生計画● の▲の■に基づく〇 〇〇事業	〇〇法人〇〇 病院							
地域医療再生計画● の▲の■に基づく〇 〇〇事業	〇〇市立〇〇 病院							
合 計								

(別紙2)

基金造成事業計画書

基金の保有区分	保管予定額 (円)	備 考
合計額		

(注)1 基金の保有区分は、保有形態別に記載すること。

2 備考欄は、基金の保有形態別に造成予定年月日、年利率等を記載すること。

(別紙様式2)

第 号  
平成〇〇年〇〇月〇〇日

厚生労働大臣 殿

都道府県知事印

平成22年度地域医療再生臨時特例交付金の事業実績報告について

標記について、関係書類を添えて次のとおり報告する。

- 1 交付精算額 金 円
- 2 基金造成経費精算書(別紙1)
- 3 基金造成事業実施状況調書(別紙2)
- 4 添付書類
  - (1)条例
  - (2)歳入歳出決算(見込)書抄本
  - (3)その他参考となる書類

## (別紙1)

## 基金造成経費精算書

区分	総事業費 (A) 円	国庫負担 (補助)金対 象事業費等 (B) 円	都道府県又 は事業者負 担額 (C) 円	寄付金その 他の収入額 (D) 円	差引額 (A-B-C-D) (E) 円	基準額 (F) 円	交付所要額 (EとFを比較 して少ない 方の額) (G) 円	交付決定額 (H) 円	交付金受入額 (I) 円	差引過△ 不足額 (J) 円
要綱第4の 別表の(1) 又は(2)の 地域										
合計										

(別紙2)

基金造成事業実施状況調書

基金の 保有区分	造成年月日	保管額	年利率	備 考
		円		
合計額				

(注)1 基金の保有区分は、保有形態別に記載すること。

2 備考欄は、基金の保有形態別に造成年月日、年利率等を記載すること。

## (別紙様式3)

## 平成22年度 厚生労働省所管

## 平成22年度 地域医療再生臨時特例交付金調書

歳出予算 科目	国		都道府県				備考				
	交付決定 額	交付率	歳入	科目	予算現額	収入済額		うち交付金 相当額	予算現額	支出済額	うち交付金 相当額
(項) 医療 提供体制 基盤整備 費											
(目) 地域 医療再生 臨時特例 交付金											

## (記入要領)

- 「国」の「歳出予算科目」は、項目及び目(交付決定が目的の細分まで)を記載すること。
- 「都道府県」の「科目」は、歳入にあつては款、項、目、節を、歳出にあつては、款、項、目をそれぞれ記入すること。
- 「予算現額」は、歳入にあつては、当初予算額、補正予算額、予備費支額、流用増減等の区分を明らかにして記入すること。
- 「備考」は、参考となるべき事項を適宜記入すること。

写

医政発 1209 第 6 号  
平成 22 年 12 月 9 日

各都道府県知事 殿

厚生労働省医政局長

地域医療再生臨時特例交付金の運営について

標記交付金の運営については、「地域医療再生臨時特例交付金の運営について」(平成 21 年 6 月 5 日医政発第 0605008 号)本職通知の別紙「地域医療再生管理運営要領」により行われているところであるが、今般、管理運営要領の一部が別添新旧対照表のとおり改正され、平成 22 年 11 月 26 日から適用することとされたので通知する。

なお、管内関係者に対しては、貴職から周知されるようご配慮願いたい。

別添 地域医療再生基金管理運営要領新旧対照表

別紙	地域医療再生基金管理運営要領	別紙	地域医療再生基金管理運営要領
旧		新	
第1 通則	<p>地域医療再生臨時特例交付金により都道府県に造成された基金(以下「基金」という。)の管理、運用、取崩し等及び基金を活用して行われる事業(以下「基金事業」という。)については、この要領の定めるところによるものとする。</p> <p>なお、この要領は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)第7条に規定する補助金等の交付の条件である。</p>	第1 (略)	<p>地域医療再生基金管理運営要領</p>
第2 基金の造成	<p>(1) 基金の造成</p> <p>基金は、平成21年6月5日厚生労働省発医政第0605003号厚生労働省事務次官通知別紙「地域医療再生臨時特例交付金交付要綱」(以下「交付要綱」という。)に基づき、都道府県が国から地域医療再生臨時特例交付金の交付を受けて造成するものとする。</p>	第2 基金の造成	<p>(1) 基金の造成</p> <p>基金は、平成21年6月5日厚生労働省発医政第0605003号厚生労働省事務次官通知別紙「地域医療再生臨時特例交付金交付要綱」(以下「平成21年度交付要綱」という。)及び平成22年12月9日厚生労働省発医政第1209第7号厚生労働省事務次官通知別紙「地域医療再生臨時特例交付金交付要綱」(以下「平成22年度交付要綱」という。)に基づき、都道府県が国から地域医療再生臨時特例交付金の交付を受けて造成するものとする。</p>
(2) 基金の造成方法	基金については、次の事項を条例等において規定するものと	(2) (略)	

別添 地域医療再生基金管理運営要領新旧対照表

日	新
<p>する。</p> <p>① 基金の造成目的 ② 基金の額 ③ 基金の管理 ④ 運用益の処理 ⑤ 基金の処分</p> <p>(3) 基金の取崩し</p> <p>都道府県は、地域医療再生計画(交付要綱の2に定める地域医療再生計画をいう。以下同じ。)の範囲内で、必要に応じ、都道府県又は当該都道府県以外の者(以下「事業者」という。)が行う基金事業に必要な経費を基金から取り崩し、支出するものとする。</p> <p>(3) 基金の取崩し</p> <p>① 都道府県は、平成21年度交付要綱及び平成22年度交付要綱の2に定める地域医療再生計画の範囲内で、必要に応じ、都道府県又は当該都道府県以外の者(以下「事業者」という。)が行う基金事業に必要な経費を基金から取り崩し、支出するものとする。</p> <p>② 都道府県は、平成21年度交付要綱及び平成22年度交付要綱の4に基づき決定された交付額については、地域医療再生計画を実施するにあたり、この区分を超えて配分の変更をしてはならない。</p> <p>(4) ~ (5) (略)</p> <p>(4) 基金の運用</p> <p>基金の運用については、次の方法によるものとする。</p> <p>① 國債、地方債その他確実かつ有利な有価証券の取得 ② 金融機関への預金 ③ 信託業務を営む銀行又は信託銀行への金銭信託(ただし、元本保証のあるものに限る。)</p> <p>基金の運用によって生じた運用益は、当該基金に繰り入れるものとする。</p>	

## 別添 地域医療再生基金管理運営要領新旧対照表

新	旧
(5) 基金の処分の制限 基金((4)により繰り入れた運用益を含む。)は、基金事業を実施する場合を除き、これを取り崩してはならないものとする。	第3 基金事業の実施 (1) 基金事業の対象 基金事業は、地域医療再生計画に定める事業(国庫負担(補助)金対象事業に要する費用のうち国以外の者が負担する経費の全部又は一部を負担する事業を含む。ただし、既に実施している国庫負担(補助)金対象事業及び既に実施している地方単独事業を除く。)を対象とする。 (2) 基金事業の実施主体 基金事業の実施主体は、都道府県又は事業者とする。また、都道府県は、外部の団体等へ事業の一部を委託することができるものとする。 (3) 事業者が行う基金事業に係る助成金の交付申請等 ① 事業者は、基金事業を実施しようとする場合は、毎年度、都道府県に対して基金事業に係る助成金の申請をしなければならない。 ② 都道府県は、事業者から基金事業に係る助成金の申請を受けた場合には、審査を行い、当該申請の内容を適正と認める場合は、当該事業者に対し助成金の交付を行うものとする。 ③ 都道府県は、②の助成決定に基づき、基金から当該事業相当分を取り崩し、これを一般会計に繰り入れ、都道府県が負

別添 地域医療再生基金管理運営要領新旧対照表

第4 基金事業を実施する場合の条件	第4 (略)
旧	新
<p>担する額を合わせた上で、事業者に対し助成金を交付するものとする。</p> <p>(1) 都道府県が基金事業を実施する場合</p> <p>① 基金事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその從物並びに基金事業により取得し、又は効用の増加した価格が50万円以上の機械及び器具については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)で定める耐用年数を経過するまでの間、厚生労働大臣の承認を受受けないで、当該基金事業の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付け、担保に供し、取壊し、又は廃棄してはならない。</p> <p>② 厚生労働大臣の承認を受けて財産を処分することにより収入があつた場合には、その収入の全部又は一部を国庫に納付せざることがある。</p> <p>③ 基金事業により取得し、又は効用の増加した財産については、基金事業の完了後においても善良な管理者の注意をもつて管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならぬい。</p> <p>④ 基金事業にかかる予算及び決算との関係を明らかにした調書を作成するとともに、事業に係る歳入及び歳出について証拠書類を整理し、かつ調書及び証拠書類を基金事業完了の日(事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日)の属する年度の終了後5年間保管しておかなければ</p>	

別添 地域医療再生基金管理運営要領新旧対照表

新	旧
<p>ればならない。</p> <p>(5) 基金事業を行なうために建設工事の完成を目的として締結するいかなる契約においても、契約の相手方が当該工事を一括して第三者に請け負わせることを承諾してはならない。</p> <p>(2) 都道府県が事業者が行なう基金事業に対して助成する場合</p> <p>① 基金事業の内容の変更(軽微な変更を除く。)をする場合には、都道府県知事の承認を受ければならない。</p> <p>② 基金事業を中止し、又は廃止する場合は、都道府県知事の承認を受ければならない。</p> <p>③ 基金事業に係る関係書類の保存については次のとおりとする。</p> <p>ア. 事業者が地方公共団体の場合</p> <p>基金事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした調書を作成するとともに、事業に係る歳入及び歳出について証拠書類を整理し、かつ調書及び証拠書類を基金事業が完了する日(事業の中止又は廃止の承認を受けた日)の属する年度の終了後5年間には、その承認を受けた日の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。</p> <p>イ. 事業者が地方公共団体以外の場合</p> <p>基金事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ当該帳簿及び証拠書類を基金事業が完了する日(事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日)の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならぬ。</p>	

別添 地域医療再生基金管理運営要領新旧対照表

旧	新
<p>らない。</p> <p>(4) 基金事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその從物並びに基金事業により取得し、又は効用の増加した価格が50万円以上(事業者が地方公共団体以外の者の場合は30万円以上)の機械及び器具については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)で定める耐用年数を経過するまで、都道府県知事の承認を受けないで、この特別対策事業の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付け、担保に供し、取壊し、又は廃棄してはならない。</p> <p>(5) 都道府県知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を都道府県に納付せざることがある。</p> <p>(6) 基金事業により取得し、又は効用の増加した財産については、基金事業の完了後においても善良な管理者の注意をもつて管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならぬ。</p> <p>(7) 基金事業を行うために建設工事の完成を目的として締結するいかなる契約においても、契約の相手方が当該工事を一括して第三者に譲け負わせることを承諾してはならない。</p> <p>(8) 基金事業を行う者が①から⑦までにより付した条件に違反した場合には、この助成金の全部又は一部を都道府県に納付せることがある。</p> <p>(3)(2)(5)により事業者から財産の処分による収入の全部又は一部の納付があつた場合には、その納付額の全部又は一部を国庫に</p>	

## 別添 地域医療再生基金管理運営要領新旧対照表

新	旧
<p>納付せざることがある。</p> <p>(4)(2)の⑧により事業者から納付させた場合には、その納付額の全部又は一部を国庫に納付させることがある。</p>	<p>第5 地域医療再生計画の変更</p> <p>(1)都道府県は、必要に応じて地域医療再生計画を変更することができるものとする。</p> <p>(2)都道府県は、地域医療再生計画の変更(軽微な変更を除く。)に当たっては、あらかじめ、医療審議会又は医療対策協議会の意見を聞くものとする。</p> <p>(3)都道府県は、地域医療再生計画を変更する場合、当該変更につき、厚生労働大臣の承認を受けなければならない。</p> <p>(4)厚生労働大臣は、都道府県の地域医療再生計画の変更(軽微な変更を除く。)を承認する場合は、有識者による協議会(以下「協議会」という。)の意見を聞くものとする。</p> <p>第5 地域医療再生計画の変更</p> <p>(1)～(3)略</p> <p>(4)厚生労働大臣は、都道府県の地域医療再生計画の変更(軽微な変更を除く。)を承認する場合は、地域医療再生計画に係る有識者による会議(以下「有識者会議」という。)の意見を聞くものとする。</p>

別添 地域医療再生基金管理運営要領新旧対照表

新	旧
<p>益の繰り入れ及び精算に関する業務のみを行うことができる。</p> <p>(3)厚生労働大臣は、(2)に定める場合のほか、次に掲げる場合は、基金事業について終了又は変更を命ぜることができるものとする。</p> <p>① 都道府県が、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号。)、交付要綱若しくはこの要領又はこれらに基づく厚生労働大臣の处分若しくは指示に違反した場合</p> <p>② 都道府県が、基金を基金事業以外の用途に使用した場合</p> <p>③ 都道府県が、基金の運営に関して不正、怠慢その他不適切な行為をした場合</p> <p>④ 地域医療再生計画に定める目標を達成する見込みがないと協議会が認める場合</p> <p>⑤ その他基金の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合</p> <p>(4)厚生労働大臣は、(3)の終了又は変更を命じた場合において、期限を付して、基金から支出した金額に相当する金額について、基金に充當することを命ぜることができるものとする。</p> <p>(5)(4)の期限内に基金に充当がなされない場合には、厚生労働大臣は、未納に係る額に対して、その未納に係る期間に応じて年利5.0%の割合で計算した延滞金の基金への充当を併せて命ぜるものとする。</p> <p>(6)基金の解散は、精算手続がすべて完了したうえで行うものとする。</p>	<p>(3)厚生労働大臣は、(2)に定める場合のほか、次に掲げる場合は、基金事業について終了又は変更を命ぜることができるものとする。</p> <p>① 都道府県が、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号。)、交付要綱若しくはこの要領又はこれらに基づく厚生労働大臣の</p>

## 別添 地域医療再生基金管理運営要領新旧対照表

新	旧
<p>なお、基金を解散する場合には、解散するときまでの基金の保有額、基金に係る保管の状況等必要な事項を厚生労働大臣に報告し、その指示を受け、解散するときに有する基金の残余額を国庫に返還しなければならない。</p> <p>第7 基金事業の実績報告等</p> <p>(1)事業者から都道府県知事への報告</p> <p>事業者は、毎年度、基金事業の実績報告を都道府県知事が定める様式により、都道府県知事に提出しなければならない。</p> <p>(2)都道府県知事から厚生労働大臣への報告</p> <p>都道府県知事は、毎年度、各事業年度の開始前に、基金事業に係る事業実施計画を別紙様式1により厚生労働大臣に提出しなければならない。</p> <p>また、都道府県知事は、毎年度、基金事業に係る決算終了後速やかに、当該事業に係る目標の達成状況を評価し、実績報告を作成するとともに、基金に係る保管実績等とあわせて別紙様式2により厚生労働大臣に提出しなければならない。</p> <p>第8 その他</p> <p>(1)都道府県は、事業者が行う基金事業に係る助成金の交付申請及び交付決定の事務に係る手続等の助成要綱を定め、実施するものとする。</p> <p>(2)都道府県は、管内市町村、関係団体等に基金事業の趣旨について十分な説明を行うとともに、事業者との連携を十分に行い、事</p>	

別添 地域医療再生基金管理運當要領新旧対照表

新	旧
務処理に遺漏のないよう取り扱わたい。	

## 別添 地域医療再生基金管理運営要領新旧対照表

別添 地域医療再生基金管理運営要領新旧対照表

旧	新
<p>2 添付資料</p> <p>(1) 当該年度の歳入歳出予算(見込)書抄本</p> <p>(2) その他参考となる資料</p>	<p>2 添付資料</p> <p>(1)当該年度の歳入歳出予算(見込)書抄本</p> <p>(2)目標達成シート(別紙)</p> <p>(3)その他参考となる資料</p>

別添 地域医療再生基金管理運営要領新旧対照表

旧		新													
(別紙様式2)		(別紙様式2)													
番号	番号	番号	番号												
平成〇〇年〇〇月〇〇日	平成〇〇年〇〇月〇〇日	平成〇〇年〇〇月〇〇日	平成〇〇年〇〇月〇〇日												
厚生労働大臣 殿	厚生労働大臣 殿	都道府県知事 印	都道府県知事 印												
平成〇〇年度地域医療再生基金管理運営要領に基づく事業実施状況報告について		平成〇〇年度地域医療再生基金管理運営要領に基づく事業実施状況報告について													
1. 基金保管実績															
<table border="1"> <thead> <tr> <th>基金の保有区分</th> <th>年度当初保管額 (A)</th> <th>年度内異動額 (B)</th> <th>年度末保管額 (A-B)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>円</td> <td>円</td> <td>円</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>合計額</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>				基金の保有区分	年度当初保管額 (A)	年度内異動額 (B)	年度末保管額 (A-B)	円	円	円	円	合計額			
基金の保有区分	年度当初保管額 (A)	年度内異動額 (B)	年度末保管額 (A-B)												
円	円	円	円												
合計額															
2. 基金運用実績															
<table border="1"> <thead> <tr> <th>基金の保有区分</th> <th>利息額</th> <th>差益額</th> <th>差益額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>円</td> <td>円</td> <td>円</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>合計額</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>				基金の保有区分	利息額	差益額	差益額	円	円	円	円	合計額			
基金の保有区分	利息額	差益額	差益額												
円	円	円	円												
合計額															
※ 基金の保有形態別に、収入の種別により記載する他、内訳を添付すること。															
※ 基金の保有形態別に、収入の種別により記載する他、内訳を添付すること。															

## 別添 地域医療再生基金管理運営要領新旧対照表

日	新																																																																																																																																																							
<p><b>3 基金事業実施状況(〇〇県地域医療再生計画)</b></p> <p>(1)平成21年度交付基幹費第4回支拂の(1)の始期(〇〇医療計画)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2">新規事業実施計画</th> <th colspan="2">事業者名(財政負担割合)</th> <th colspan="2">専門医療実施計画</th> <th colspan="2">専門医療実施計画</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①新規事業実施計画</td> <td>新規事業実施計画</td> <td>事業者名(財政負担割合)</td> <td>専門医療実施計画</td> <td>専門医療実施計画</td> <td>専門医療実施計画</td> <td>専門医療実施計画</td> </tr> <tr> <td>②新規事業実施計画</td> <td>新規事業実施計画</td> <td>事業者名(財政負担割合)</td> <td>専門医療実施計画</td> <td>専門医療実施計画</td> <td>専門医療実施計画</td> <td>専門医療実施計画</td> </tr> <tr> <td>③新規事業実施計画</td> <td>新規事業実施計画</td> <td>事業者名(財政負担割合)</td> <td>専門医療実施計画</td> <td>専門医療実施計画</td> <td>専門医療実施計画</td> <td>専門医療実施計画</td> </tr> <tr> <td>④新規事業実施計画</td> <td>新規事業実施計画</td> <td>事業者名(財政負担割合)</td> <td>専門医療実施計画</td> <td>専門医療実施計画</td> <td>専門医療実施計画</td> <td>専門医療実施計画</td> </tr> <tr> <td>⑤新規事業実施計画</td> <td>新規事業実施計画</td> <td>事業者名(財政負担割合)</td> <td>専門医療実施計画</td> <td>専門医療実施計画</td> <td>専門医療実施計画</td> <td>専門医療実施計画</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>新規事業実施計画</td> <td>事業者名(財政負担割合)</td> <td>専門医療実施計画</td> <td>専門医療実施計画</td> <td>専門医療実施計画</td> <td>専門医療実施計画</td> </tr> </tbody> </table> <p>(イ)地方医療再生計画に掲げる目標のうち、本年度達成が見込み評価</p> <p>(2)平成21年度交付基幹費第4回支拂の(2)の始期(△医療計画)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2">新規事業実施計画</th> <th colspan="2">事業者名(財政負担割合)</th> <th colspan="2">専門医療実施計画</th> <th colspan="2">専門医療実施計画</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①新規事業実施計画</td> <td>新規事業実施計画</td> <td>事業者名(財政負担割合)</td> <td>専門医療実施計画</td> <td>専門医療実施計画</td> <td>専門医療実施計画</td> <td>専門医療実施計画</td> </tr> <tr> <td>②新規事業実施計画</td> <td>新規事業実施計画</td> <td>事業者名(財政負担割合)</td> <td>専門医療実施計画</td> <td>専門医療実施計画</td> <td>専門医療実施計画</td> <td>専門医療実施計画</td> </tr> <tr> <td>③新規事業実施計画</td> <td>新規事業実施計画</td> <td>事業者名(財政負担割合)</td> <td>専門医療実施計画</td> <td>専門医療実施計画</td> <td>専門医療実施計画</td> <td>専門医療実施計画</td> </tr> <tr> <td>④新規事業実施計画</td> <td>新規事業実施計画</td> <td>事業者名(財政負担割合)</td> <td>専門医療実施計画</td> <td>専門医療実施計画</td> <td>専門医療実施計画</td> <td>専門医療実施計画</td> </tr> <tr> <td>⑤新規事業実施計画</td> <td>新規事業実施計画</td> <td>事業者名(財政負担割合)</td> <td>専門医療実施計画</td> <td>専門医療実施計画</td> <td>専門医療実施計画</td> <td>専門医療実施計画</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>新規事業実施計画</td> <td>事業者名(財政負担割合)</td> <td>専門医療実施計画</td> <td>専門医療実施計画</td> <td>専門医療実施計画</td> <td>専門医療実施計画</td> </tr> </tbody> </table> <p>(イ)地方医療再生計画に掲げる目標のうち、本年度達成が見込み評価</p> <p>(3)平成22年度交付基幹費第4回支拂の始期</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2">新規事業実施計画</th> <th colspan="2">事業者名(財政負担割合)</th> <th colspan="2">専門医療実施計画</th> <th colspan="2">専門医療実施計画</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①新規事業実施計画</td> <td>新規事業実施計画</td> <td>事業者名(財政負担割合)</td> <td>専門医療実施計画</td> <td>専門医療実施計画</td> <td>専門医療実施計画</td> <td>専門医療実施計画</td> </tr> <tr> <td>②新規事業実施計画</td> <td>新規事業実施計画</td> <td>事業者名(財政負担割合)</td> <td>専門医療実施計画</td> <td>専門医療実施計画</td> <td>専門医療実施計画</td> <td>専門医療実施計画</td> </tr> <tr> <td>③新規事業実施計画</td> <td>新規事業実施計画</td> <td>事業者名(財政負担割合)</td> <td>専門医療実施計画</td> <td>専門医療実施計画</td> <td>専門医療実施計画</td> <td>専門医療実施計画</td> </tr> <tr> <td>④新規事業実施計画</td> <td>新規事業実施計画</td> <td>事業者名(財政負担割合)</td> <td>専門医療実施計画</td> <td>専門医療実施計画</td> <td>専門医療実施計画</td> <td>専門医療実施計画</td> </tr> <tr> <td>⑤新規事業実施計画</td> <td>新規事業実施計画</td> <td>事業者名(財政負担割合)</td> <td>専門医療実施計画</td> <td>専門医療実施計画</td> <td>専門医療実施計画</td> <td>専門医療実施計画</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>新規事業実施計画</td> <td>事業者名(財政負担割合)</td> <td>専門医療実施計画</td> <td>専門医療実施計画</td> <td>専門医療実施計画</td> <td>専門医療実施計画</td> </tr> </tbody> </table> <p>(イ)地方医療再生計画に掲げる目標のうち、本年度達成が見込み評価</p>			新規事業実施計画		事業者名(財政負担割合)		専門医療実施計画		専門医療実施計画		①新規事業実施計画	新規事業実施計画	事業者名(財政負担割合)	専門医療実施計画	専門医療実施計画	専門医療実施計画	専門医療実施計画	②新規事業実施計画	新規事業実施計画	事業者名(財政負担割合)	専門医療実施計画	専門医療実施計画	専門医療実施計画	専門医療実施計画	③新規事業実施計画	新規事業実施計画	事業者名(財政負担割合)	専門医療実施計画	専門医療実施計画	専門医療実施計画	専門医療実施計画	④新規事業実施計画	新規事業実施計画	事業者名(財政負担割合)	専門医療実施計画	専門医療実施計画	専門医療実施計画	専門医療実施計画	⑤新規事業実施計画	新規事業実施計画	事業者名(財政負担割合)	専門医療実施計画	専門医療実施計画	専門医療実施計画	専門医療実施計画	合計	新規事業実施計画	事業者名(財政負担割合)	専門医療実施計画	専門医療実施計画	専門医療実施計画	専門医療実施計画	新規事業実施計画		事業者名(財政負担割合)		専門医療実施計画		専門医療実施計画		①新規事業実施計画	新規事業実施計画	事業者名(財政負担割合)	専門医療実施計画	専門医療実施計画	専門医療実施計画	専門医療実施計画	②新規事業実施計画	新規事業実施計画	事業者名(財政負担割合)	専門医療実施計画	専門医療実施計画	専門医療実施計画	専門医療実施計画	③新規事業実施計画	新規事業実施計画	事業者名(財政負担割合)	専門医療実施計画	専門医療実施計画	専門医療実施計画	専門医療実施計画	④新規事業実施計画	新規事業実施計画	事業者名(財政負担割合)	専門医療実施計画	専門医療実施計画	専門医療実施計画	専門医療実施計画	⑤新規事業実施計画	新規事業実施計画	事業者名(財政負担割合)	専門医療実施計画	専門医療実施計画	専門医療実施計画	専門医療実施計画	合計	新規事業実施計画	事業者名(財政負担割合)	専門医療実施計画	専門医療実施計画	専門医療実施計画	専門医療実施計画	新規事業実施計画		事業者名(財政負担割合)		専門医療実施計画		専門医療実施計画		①新規事業実施計画	新規事業実施計画	事業者名(財政負担割合)	専門医療実施計画	専門医療実施計画	専門医療実施計画	専門医療実施計画	②新規事業実施計画	新規事業実施計画	事業者名(財政負担割合)	専門医療実施計画	専門医療実施計画	専門医療実施計画	専門医療実施計画	③新規事業実施計画	新規事業実施計画	事業者名(財政負担割合)	専門医療実施計画	専門医療実施計画	専門医療実施計画	専門医療実施計画	④新規事業実施計画	新規事業実施計画	事業者名(財政負担割合)	専門医療実施計画	専門医療実施計画	専門医療実施計画	専門医療実施計画	⑤新規事業実施計画	新規事業実施計画	事業者名(財政負担割合)	専門医療実施計画	専門医療実施計画	専門医療実施計画	専門医療実施計画	合計	新規事業実施計画	事業者名(財政負担割合)	専門医療実施計画	専門医療実施計画	専門医療実施計画	専門医療実施計画
新規事業実施計画		事業者名(財政負担割合)		専門医療実施計画		専門医療実施計画																																																																																																																																																		
①新規事業実施計画	新規事業実施計画	事業者名(財政負担割合)	専門医療実施計画	専門医療実施計画	専門医療実施計画	専門医療実施計画																																																																																																																																																		
②新規事業実施計画	新規事業実施計画	事業者名(財政負担割合)	専門医療実施計画	専門医療実施計画	専門医療実施計画	専門医療実施計画																																																																																																																																																		
③新規事業実施計画	新規事業実施計画	事業者名(財政負担割合)	専門医療実施計画	専門医療実施計画	専門医療実施計画	専門医療実施計画																																																																																																																																																		
④新規事業実施計画	新規事業実施計画	事業者名(財政負担割合)	専門医療実施計画	専門医療実施計画	専門医療実施計画	専門医療実施計画																																																																																																																																																		
⑤新規事業実施計画	新規事業実施計画	事業者名(財政負担割合)	専門医療実施計画	専門医療実施計画	専門医療実施計画	専門医療実施計画																																																																																																																																																		
合計	新規事業実施計画	事業者名(財政負担割合)	専門医療実施計画	専門医療実施計画	専門医療実施計画	専門医療実施計画																																																																																																																																																		
新規事業実施計画		事業者名(財政負担割合)		専門医療実施計画		専門医療実施計画																																																																																																																																																		
①新規事業実施計画	新規事業実施計画	事業者名(財政負担割合)	専門医療実施計画	専門医療実施計画	専門医療実施計画	専門医療実施計画																																																																																																																																																		
②新規事業実施計画	新規事業実施計画	事業者名(財政負担割合)	専門医療実施計画	専門医療実施計画	専門医療実施計画	専門医療実施計画																																																																																																																																																		
③新規事業実施計画	新規事業実施計画	事業者名(財政負担割合)	専門医療実施計画	専門医療実施計画	専門医療実施計画	専門医療実施計画																																																																																																																																																		
④新規事業実施計画	新規事業実施計画	事業者名(財政負担割合)	専門医療実施計画	専門医療実施計画	専門医療実施計画	専門医療実施計画																																																																																																																																																		
⑤新規事業実施計画	新規事業実施計画	事業者名(財政負担割合)	専門医療実施計画	専門医療実施計画	専門医療実施計画	専門医療実施計画																																																																																																																																																		
合計	新規事業実施計画	事業者名(財政負担割合)	専門医療実施計画	専門医療実施計画	専門医療実施計画	専門医療実施計画																																																																																																																																																		
新規事業実施計画		事業者名(財政負担割合)		専門医療実施計画		専門医療実施計画																																																																																																																																																		
①新規事業実施計画	新規事業実施計画	事業者名(財政負担割合)	専門医療実施計画	専門医療実施計画	専門医療実施計画	専門医療実施計画																																																																																																																																																		
②新規事業実施計画	新規事業実施計画	事業者名(財政負担割合)	専門医療実施計画	専門医療実施計画	専門医療実施計画	専門医療実施計画																																																																																																																																																		
③新規事業実施計画	新規事業実施計画	事業者名(財政負担割合)	専門医療実施計画	専門医療実施計画	専門医療実施計画	専門医療実施計画																																																																																																																																																		
④新規事業実施計画	新規事業実施計画	事業者名(財政負担割合)	専門医療実施計画	専門医療実施計画	専門医療実施計画	専門医療実施計画																																																																																																																																																		
⑤新規事業実施計画	新規事業実施計画	事業者名(財政負担割合)	専門医療実施計画	専門医療実施計画	専門医療実施計画	専門医療実施計画																																																																																																																																																		
合計	新規事業実施計画	事業者名(財政負担割合)	専門医療実施計画	専門医療実施計画	専門医療実施計画	専門医療実施計画																																																																																																																																																		
4 添付資料																																																																																																																																																								
<p>(1)当該年度の歳入歳出決算(見込)書抄本</p> <p>(2)その他参考となる資料</p> <p>(3)その他参考となる資料</p>																																																																																																																																																								

## 別紙(改正後全文)

医政発第 0605008 号

平成 21 年 6 月 5 日

一部改正 医政発 1209 第 6 号

平成 22 年 12 月 9 日

### 第1 通則

地域医療再生臨時特例交付金により都道府県に造成された基金(以下「基金」という。)の管理、運用、取崩し等及び基金を活用して行われる事業(以下「基金事業」という。)については、この要領の定めるところによるものとする。

なお、この要領は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)第7条に規定する補助金等の交付の条件である。

### 第2 基金の造成

#### (1) 基金の造成

基金は、平成21年6月5日厚生労働省発医政第0605003号厚生労働省事務次官通知別紙「地域医療再生臨時特例交付金交付要綱」(以下「平成21年度交付要綱」という。)及び平成22年12月9日厚生労働省発医政1209第7号厚生労働省事務次官通知別紙「地域医療再生臨時特例交付金交付要綱」(以下「平成22年度交付要綱」という。)に基づき、都道府県が国から地域医療再生臨時特例交付金の交付を受けて造成するものとする。

#### (2) 基金の造成方法

基金については、次の事項を条例等において規定するものとする。

- ① 基金の造成目的
- ② 基金の額
- ③ 基金の管理
- ④ 運用益の処理
- ⑤ 基金の処分

#### (3) 基金の取崩し

- ① 都道府県は、平成21年度交付要綱及び平成22年度交付要綱の2に定める地域医療再生計画の範囲内で、必要に応じ、都道府県又は当該都道府県以外の者(以下「事業者」という。)が行う基金事業に必要な経費を基金から取り崩し、支出するものとする。
- ② 都道府県は、平成21年度交付要綱及び平成22年度交付要綱の4に基づき決定された交付額については、地域医療再生計画を実施するにあたり、この区分を超えて配分の変更をしてはならない。

#### (4) 基金の運用

基金の運用については、次の方法によるものとする。

- ① 国債、地方債その他確実かつ有利な有価証券の取得
- ② 金融機関への預金

- ③ 信託業務を営む銀行又は信託銀行への金銭信託(ただし、元本保証のあるものに限る。) 基金の運用によって生じた運用益は、当該基金に繰り入れるものとする。

(5) 基金の処分の制限

基金((4)により繰り入れた運用益を含む。)は、基金事業を実施する場合を除き、これを取り崩してはならないものとする。

第3 基金事業の実施

(1) 基金事業の対象

基金事業は、地域医療再生計画に定める事業(国庫負担(補助)金対象事業に要する費用のうち国以外の者が負担する経費の全部又は一部を負担する事業を含む。ただし、既に実施している国庫負担(補助)金対象事業及び既に実施している地方単独事業を除く。)を対象とする。

(2) 基金事業の実施主体

基金事業の実施主体は、都道府県又は事業者とする。

また、都道府県は、外部の団体等へ事業の一部を委託することができるものとする。

(3) 事業者が行う基金事業に係る助成金の交付申請等

- ① 事業者は、基金事業を実施しようとする場合は、毎年度、都道府県に対して基金事業に係る助成金の申請をしなければならない。
- ② 都道府県は、事業者から基金事業に係る助成金の申請を受けた場合には、審査を行い、当該申請の内容を適正と認める場合は、当該事業者に対し助成金の交付を行うものとする。
- ③ 都道府県は、②の助成決定に基づき、基金から当該事業相当分を取り崩し、これを一般会計に繰り入れ、都道府県が負担する額を合わせた上で、事業者に対し助成金を交付するものとする。

第4 基金事業を実施する場合の条件

(1) 都道府県が基金事業を実施する場合

- ① 基金事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに基金事業により取得し、又は効用の増加した価格が50万円以上の機械及び器具については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)で定める耐用年数を経過するまでの間、厚生労働大臣の承認を受けないで、当該基金事業の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付け、担保に供し、取壊し、又は廃棄してはならない。
- ② 厚生労働大臣の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を国庫に納付させることがある。
- ③ 基金事業により取得し、又は効用の増加した財産については、基金事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。
- ④ 基金事業にかかる予算及び決算との関係を明らかにした調書を作成するとともに、事

業に係る歳入及び歳出について証拠書類を整理し、かつ調書及び証拠書類を基金事業完了の日(事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日)の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。

- ⑤ 基金事業を行うために建設工事の完成を目的として締結するいかなる契約においても、契約の相手方が当該工事を一括して第三者に請け負わせることを承諾してはならない。

(2) 都道府県が事業者が行う基金事業に対して助成する場合

- ① 基金事業の内容の変更(軽微な変更を除く。)をする場合には、都道府県知事の承認を受けなければならない。
- ② 基金事業を中止し、又は廃止する場合は、都道府県知事の承認を受けなければならない。
- ③ 基金事業に係る関係書類の保存については次のとおりとする。

ア. 事業者が地方公共団体の場合

基金事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした調書を作成するとともに、事業に係る歳入及び歳出について証拠書類を整理し、かつ調書及び証拠書類を基金事業が完了する日(事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日)の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。

イ. 事業者が地方公共団体以外の場合

基金事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ当該帳簿及び証拠書類を基金事業が完了する日(事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日)の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。

- ④ 基金事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに基金事業により取得し、又は効用の増加した価格が50万円以上(事業者が地方公共団体以外の者の場合は30万円以上)の機械及び器具については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)で定める耐用年数を経過するまで、都道府県知事の承認を受けないで、この特別対策事業の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付け、担保に供し、取壊し、又は廃棄してはならない。

- ⑤ 都道府県知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を都道府県に納付させことがある。

- ⑥ 基金事業により取得し、又は効用の増加した財産については、基金事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。

- ⑦ 基金事業を行うために建設工事の完成を目的として締結するいかなる契約においても、契約の相手方が当該工事を一括して第三者に請け負わせることを承諾してはならない。

- ⑧ 基金事業を行う者が①から⑦までにより付した条件に違反した場合には、この助成金の全部又は一部を都道府県に納付させることがある。

- (3) (2)の⑤により事業者から財産の処分による収入の全部又は一部の納付があった場合には、その納付額の全部又は一部を国庫に納付させることがある。

- (4) (2)の⑧により事業者から納付させた場合には、その納付額の全部又は一部を国庫に納付させことがある。

## 第5 地域医療再生計画の変更

- (1)都道府県は、必要に応じて地域医療再生計画を変更することができるものとする。
- (2)都道府県は、地域医療再生計画の変更(軽微な変更を除く。)に当たっては、あらかじめ、医療審議会又は医療対策協議会の意見を聞くものとする。
- (3)都道府県は、地域医療再生計画を変更する場合、当該変更につき、厚生労働大臣の承認を受けなければならない。
- (4)厚生労働大臣は、都道府県の地域医療再生計画の変更(軽微な変更を除く。)を承認する場合は、地域医療再生計画に係る有識者による会議(以下「有識者会議」という。)の意見を聞くものとする。

## 第6 基金事業の中止・終了

- (1)都道府県は、基金事業を中止し、又は終了する場合には、厚生労働大臣の承認を受けなければならない。
- (2)基金事業の実施期限は、平成25年度末までとする。

ただし、平成25年度末までに実施した基金事業にかかる精算については、平成26年12月末まで行うことができることとし、やむを得ない理由がある場合は、厚生労働大臣の承認を受けた上で、基金事業が完了するまで、基金事業として必要な経費の支出、運用益の繰り入れ及び精算に関する業務のみを行うことができる。

- (3)厚生労働大臣は、(2)に定める場合のほか、次に掲げる場合には、基金事業について終了又は変更を命ずることができるものとする。

① 都道府県が、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号。)、交付要綱若しくはこの要領又はこれらに基づく厚生労働大臣の処分若しくは指示に違反した場合

② 都道府県が、基金を基金事業以外の用途に使用した場合

③ 都道府県が、基金の運営に関して不正、怠慢その他不適切な行為をした場合

④ 地域医療再生計画に定める目標を達成する見込みがないと有識者会議が認める場合

⑤ その他基金の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

- (4)厚生労働大臣は、(3)の終了又は変更を命じた場合において、期限を付して、基金から支出した金額に相当する金額について、基金に充当することを命ずることができるものとする。

- (5)(4)の期限内に基金に充当がなされない場合には、厚生労働大臣は、未納に係る額に対して、その未納に係る期間に応じて年利5.0%の割合で計算した延滞金の基金への充当を併せて命ずるものとする。

- (6)基金の解散は、精算手続がすべて完了したうえで行うものとする。

なお、基金を解散する場合には、解散するときまでの基金の保有額、基金に係る保管の状

況等必要な事項を厚生労働大臣に報告し、その指示を受け、解散するときに有する基金の残余額を国庫に返還しなければならない。

## 第7 基金事業の実績報告等

### (1)事業者から都道府県知事への報告

事業者は、毎年度、基金事業の実績報告を都道府県知事が定める様式により、都道府県知事に提出しなければならない。

### (2)都道府県知事から厚生労働大臣への報告

都道府県知事は、毎年度、各事業年度の開始前に、基金事業に係る事業実施計画を別紙様式1により厚生労働大臣に提出しなければならない。

また、都道府県知事は、毎年度、基金事業に係る決算終了後速やかに、当該事業に係る目標の達成状況を評価し、実績報告を作成するとともに、基金に係る保管実績等とあわせて別紙様式2により厚生労働大臣に提出しなければならない。

## 第8 その他

(1)都道府県は、事業者が行う基金事業に係る助成金の交付申請及び交付決定の事務に係る手続等の助成要綱を定め、実施するものとする。

(2)都道府県は、管内市町村、関係団体等に基金事業の趣旨について十分な説明を行うとともに、事業者との連携を十分に行い、事務処理に遗漏のないよう取り扱われたい。

(別紙様式1)

番号  
平成年月日

厚生労働大臣 殿

都道府県知事 印

平成〇〇年度地域医療再生基金管理運営要領に基づく事業実施計画について

1 基金事業実施計画(〇〇県地域医療再生計画)

(1) 平成21年度交付要綱第4の別表の(1)の地域(〇〇医療圏)  
(ア) 事業実施計画

(単位:円)

地域医療再生計画	事業者名(施設名等 (開設者名を含む))	●●年度実施事業内容	●●年度事業費		
			都道府県助	左記のうち、	事業者負担
①当該地域における事業					
1.(1)のア					
1.(1)のイ					
②都道府県単位の事業					
5.(2)のア					
5.(2)のイ					
合 計					

(イ) 地域医療再生計画に掲げる目標のうち、本年度達成予定状況

--

(2) 平成21年度交付要綱第4の別表の(2)の地域(△△医療圏)  
(ア) 事業実施計画

(単位:円)

地域医療再生計画	事業者名(施設名等 (開設者名を含む))	●●年度実施事業内容	●●年度事業費		
			都道府県助	うち再生基金	事業者負担
①当該地域における事業					
1.(1)のア					
1.(1)のイ					
②都道府県単位の事業					
5.(2)のア					
5.(2)のイ					
合 計					

(イ) 地域医療再生計画に掲げる目標のうち、本年度達成予定状況

--

(3) 平成22年度交付要綱第4の地域  
(ア) 事業実施計画

(単位:円)

地域医療再生計画	事業者名(施設名等 (開設者名を含む))	●●年度実施事業内容	●●年度事業費		
			都道府県助	うち再生基金	事業者負担
①当該地域における事業					
1.(1)のア					
1.(1)のイ					
合 計					

(イ) 地域医療再生計画に掲げる目標のうち、本年度達成予定状況

--

2 添付資料

(1) 当該年度の歳入歳出予算(見込)書抄本

(2) 目標達成シート(別紙様式3)

(3) その他参考となる資料

(別紙様式2)

番号  
平成年月日

厚生労働大臣 殿

都道府県知事 印

平成〇〇年度地域医療再生基金管理運営要領に基づく事業実施状況報告について

1 基金保管実績

基金の保有区分	年度当初保管額 (A)	年度内異動額 (B)	年度末保管額 (A-B)
	円	円	円
合計額			

2 基金運用実績

基金の保有区分	利息額	差益額
	円	円
合計額		

※ 基金の保有形態別に、収入の種別により記載する他、内訳を添付すること。

3 基金事業実施状況(〇〇県地域医療再生計画)

(1) 平成21年度交付要綱第4の別表の(1)の地域(△△医療圏)  
(ア)事業実績報告

(単位: 円)

地域医療再生計画	事業者名(施設名等)(開設者)	●●年度実施事業内容	●●年反対事業予定額	●●年反対事業実績	都道府県助成額	左記のうち、再生	基調寄附額
①当該地域における医療							
(1)のア							
(1)のイ							
②都道府県単位の医療							
(2)のア							
(2)のイ							
合計							

(イ) 地域医療再生計画に掲げる目標のうち、本年度達成状況及び評価

(2) 平成21年度交付要綱第4の別表の(2)の地域(△△医療圏)  
(ア)事業実績報告

(単位: 円)

地域医療再生計画	事業者名(施設名等)(開設者)	●●年度実施事業内容	●●年反対事業予定額	●●年反対事業実績	都道府県助成額	左記のうち、再生	基調寄附額
①当該地域における医療							
(1)のア							
(1)のイ							
②都道府県単位の医療							
(2)のア							
(2)のイ							
合計							

(イ) 地域医療再生計画に掲げる目標のうち、本年度達成状況及び評価

(3) 平成22年度交付要綱第4の別表の地域

(ア)事業実績報告

(単位: 円)

地域医療再生計画	事業者名(施設名等)(開設者)	●●年度実施事業内容	●●年反対事業予定額	●●年反対事業実績	都道府県助成額	左記のうち、再生	基調寄附額
当該地域における医療							
(1)のア							
(1)のイ							

(イ) 地域医療再生計画に掲げる目標のうち、本年度達成状況及び評価

4 添付資料

(1) 当該年度の歳入歳出決算(見込)書抄本

(2) 目標達成シート(別紙様式3)

(3) その他参考となる資料

## 目次

別紙様式3

都道府県名	計画実施地域
-------	--------